

入札告示

札幌市告示第 246 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 1 月 1 9 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 - 2

札幌市厚別区市民部総務企画課（厚別区選挙管理委員会事務局庶務二係）

電話 011-895-2419 FAX 011-895-5930

メールアドレス atsubetsu.chiikianzen@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区第 20 回統一地方選挙に伴う開票所用品調達・運搬及び開票所設営・撤去業務

(2) 役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から選挙期日の翌日まで

(4) 履行場所

札幌市厚別区内（仕様書による。）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス」、中分類「物品賃貸業」、小分類「総合リース業」に登録され、かつ、「一般貨物自動車運送事業」の許可を受けている、又は、「貨物軽自動車運送事業」の届出をしている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (4) この入札の告示日を起点とした過去5年以内において、本市またはその他官公庁が発注する衆議院、参議院又は統一地方選挙（補選を含む）開票所の会場設営・撤去業務を請け負った実績があること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/sonota/keiyaku/20touitukaihyou.htm>

1

- (3) 入札の日時及び場所

令和5年2月1日（水）11時30分

札幌市厚別区役所 2階会議室C（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目）

(4) 開札

入札終了後直ちに上記(3)の場所で行う。

(5) 入札書の提出方法

上記(3)の指定日時場所において、本市所定の入札書により直接入札箱へ投函すること。

(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最

低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3(2)及び3(4)に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のないものとした入札とみなし無効とする。

【提出書類】

上記3(2)の要件を満たしていることがわかる書類（一般貨物自動車運送事業の許可の写し又は貨物軽自動車運送事業の届出書控えの写し等）及び3(4)の要件を満たしていることがわかる書類（過去に履行完了した業務の委託契約書、業務完了届、仕様書の写し等）

【提出場所】

上記1に同じ

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。